

平成24年度 第6回江別市自治基本条例検討委員会

<次 第>

日 時 : 平成25年2月27日(水) 13時30分から
場 所 : 野幌公民館 研修室5号

1. 開 会

2. 協議事項

- (1) これまでの検討結果及び方向性の確認について
- (2) 提言書の概要について

3. その他

4. 閉 会

検討委員会での意見集約結果(第5回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>前文</p> <p>わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。</p> <p>江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきもの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。</p> <p>わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐくむ水と緑の大いなる自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にする、人中心のまちづくりを進めていきます。</p> <p>ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。</p> <p>第1章 総則</p>		<p>※赤字→検討委員会での検討項目</p> <p>条例制定時：付帯意見</p> <p>1 条例前文における江別市の歴史的な成り立ちについて市民周知を図るに当たっては、アイヌ民族をはじめ、北越植民社の方々など、屯田兵以外の先人が果たした役割・功績についても、逐条解説に盛り込むなど、十分に理解が得られるよう配慮されたい。また、条例第29条の規定に基づき、今後、条例の規定について見直しを行う際には、これらの点を考慮した条例前文の改正も含め、鋭意検討されたい。</p> <p>条例制定時：議会での意見</p> <p>・野幌原始林を想像させる表現が弱く、自然林の豊かさを示す表現を検討する必要があるのではないか。</p> <p>条例制定時：議会での意見</p> <p>・住民投票条例、住民参加条例、議会基本条例などの具体化を早期に制定するスケジュールを希望。</p> <p>制定後</p> <p>①関連条例の策定</p> <p>◆H24年6月</p> <p>●自治基本条例検討委員会の議論結果を踏まえ、関連条例の制定について検討。</p> <p>・住民投票は、国の議論経過を踏まえる必要がある。</p> <p>②条例の啓発活動について</p> <p>◆H22年9月</p> <p>・市民に対しては、えべつコラボニュース特別号を広報に折り込み配布したほか、講演会を開催。職員に対しては、普及・啓発はもとより、パブリックコメントや市民参加の促進など条例が求める理念や行政手法について徹底を図る。</p>	<p>・もっと簡潔にわかりやすいものにしてほしい。</p> <p>・全ての項目において「努め・・・」が多用されている。結果の判定が困難なので可能な限り使用しないこと。</p> <p>・条例の全市民の認識を高め、よく理解できるような方法等を検討してほしい。</p> <p>・条文・解説はわかりやすく。</p> <p>・市はこの条例に対して何ができるか提示し、市民はこの条例に沿って何が出来るか、地域のために何が出来るか検討し実行に向けていく。</p> <p>・条文としての体裁は良いが、推進の具体策を展開させてほしい。</p>	<p>○：課題なし △：条文の見直しは必要ないが、解説の見直しが必要 ▲：具体的な取り組みの検討</p> <p>△ 全体市民が身近に感じるための条文または解説の見直しが必要である。</p> <p>▲ 全体条例自体の認知度が低い。</p> <p>▲ 全体職員の認知度の向上も必要。</p> <p>△ 全体より分かりやすく、具体的な解説の検討が必要。</p> <p>▲ 全体情報発信の手法として、インターネットは高齢者が使用できない場合が多いので、その他の有用な手法が必要である。</p> <p>△ 全体「絵で見る江別市予算案」は非常に分かりやすい。条例の解説にイラストなどを用い読み手に取って見やすくする工夫をすると認知度が上がるのではないかな。</p> <p>▲ 全体条例に興味を持ってもらうために、条例に基づいて行った面白い取り組みについての情報を発信すると効果的である。</p> <p>▲ 全体防災訓練を始め、ありきたりのスタイルだけでは地域全体に適切な対応はできない。基本は個別の地域の部分の意識であり、自分達で具体的な対策を立て実践していくことが大切であり必要である。</p>	<p>・条例の認知度を上げる取り組みが必要。</p> <p>△解説の見直し ・イラストを使用するなど市民がわかりやすい解説、具体的な解説について検討。</p>

検討委員会での意見集約結果(第5回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(目的) 第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市 議会及び市長等をいう。 (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。 (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。</p> <p>(市民自治の基本理念) 第3条 市民一人ひとりが自治の主体として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。</p> <p>(市民自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。 (3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。</p>		<p>条例制定時：議会での意見 ・市民の定義を細分化すべきであり、解説において記載することを求める。</p> <p>条例制定時：議会での意見 ・「信託」という言葉が、市民と市の関係について適切かどうか研究すべき課題である。 制定後 ①基本原則を推し進めるための具体的な施策の実施について。 ◆H22年9月 ・積極的な普及啓発のほか、予算編成過程に市民の声を反映する仕組みの導入やパブリックコメント要綱を制定した。また、情報提供の手段として定例記者会見の再開、携帯電話での市政情報の提供や市議会常任委員会へ提出した資料の閲覧・複写など、様々な場面で市民への情報提供や市民参加・市民協働の促進に努めてきた。</p>			

検討委員会での意見集約結果(第5回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(この条例の位置付け) 第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。</p> <p>第2章 市民</p> <p>(市民の権利) 第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。 2 市民は、市政に参加する権利を有する。 3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。</p> <p>(市民の責務) 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>・まちづくりアンケート調査への回答 ・パブリックコメントへの意見提出 〔 H22年度 案件6件 17人 34件 H23年度 案件8件 44人 135件 〕 →条例等 ・江別市パブリックコメント手続要綱</p> <p>・出前講座の利用による情報の取得 〔 H23年度 68メニュー 32回 1,230人 他防災関連 77回 4,295人 H24年度 74メニュー 〕 →条例等 ・江別市出前講座実施要綱</p> <p>・防災訓練や避難所運営訓練等への参加</p>	<p>制定後 ①他の条例等の整合性について ◆H22年3月 ◆H24年6月 ・条例制定以降は、自治基本条例の趣旨に基づき市政執行方針、予算編成方針や計画等の策定を行っている。 ・市民意見募集や出前講座、行政評価外部評価などにも取り組んでいる。 ・条例等の制定、改正の際にも条例の趣旨に基づいて整合性が図られている。</p> <p>条例制定時：議会での意見 ・市民の権利が極めて漠然としたものとなってしまった。具体的に規定することが大事。</p>	<p>・自分の意見が反映されて豊かなまちになるのが理想。 ・市民が積極的にまちづくりに参加し、地元をもっと誇れるような環境を整えてほしい。</p> <p>・市の公開する情報は生活にとって必要となるものが多く、市民の生活に密着していると思うので、重点的に検討できたら良いと思う。 ・市政情報を知る手法や意見を表明し、提案する手法について具体的な例示が必要。</p> <p>・市民の責任ある声を広く集めた結果、反映された事例のPR活動を検討してほしい。 ・市民の責務、自治体に協力しなければならないことなどを各家庭まで浸透させる必要があるのではないかと。 ・個々の市民自らが考えて行動できるような方向にもっていく必要がある。 ・市民に対してのみ、「自らの発言及び行動に責任を持つものとする」という強制的表現をするのが納得できない。</p>	<p>△ 第2章4大学があることが市の大きな特徴となっているため、条文あるいは解説にあえて「大学生」という表現を加え、より多くの大学生のまちづくりへの参加を図る。</p> <p>▲ 第2章各条文の解説とは別に、この条例内で学生はどのように位置づけられているか、どの条文に関係するのかということを含めてまとめる解説やPR冊子を作成する必要があり、それを作成することにより市職員の条例への再認識も図られる。(対象は学生だけに限らず)</p> <p>▲ 第2章条例で規定されている住民以外の市民に市民であることをよりPRし、まちづくりの担い手であること、また条例自体の内容について、より周知を図る必要がある。</p> <p>△ 第7条第3項市民協働をどのように進めるのか具体的な手段が見えないと市民は興味を示さないし、意欲のある市民も諦めてしまうことになる。解説やQ&Aなどで市民に具体的な手段を伝えることが必要である。</p> <p>▲ 第7条第3項市と協働でまちづくりを進める具体的なルール整備が必要である。</p>	<p>△解説の見直し ・市民協働をどのようにすすめるのか解説やQ&Aなどで具体的な手段を伝える。</p> <p>▲具体的な取り組みの検討 ・協働でまちづくりを進める具体的なルールの整備。</p>

検討委員会での意見集約結果(第5回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(事業者の責務) 第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする</p> <p>第3章 議会及び議員</p> <p>(議会の役割と責務) 第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。 2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の責務) 第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。 3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。 4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。</p>	<p>・江別市におけるマイバック等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を6社及び市民活動団体と締結(H20)</p> <p>・議会だよりによる情報提供(S60～) ・議会ホームページの開設(H15～) ・委員会傍聴者に対する資料の提供(閲覧用)(H24第2回定例会～)</p> <p>・議会内の改革を進める議会基本条例を検討中 ・一般質問における一問一答方式の導入(H24第2回定例会～)</p>	<p>制定後 ①議会への市民参加が不可欠ではないか。 ◆H23年3月 ・様々な手法により市民が参加しやすい環境づくりに努めることが望ましい。</p>	<p>・個人事業者にも、江別市民であるとの自覚を促す方策をとってもらいたい。</p> <p>・議員、委員の発言、理事者側の答弁要旨の公開・縦覧、市民提案事項の検討結果の内容公開・縦覧等の検討。</p> <p>・自治会の活用によって、議員数を1/3程度に減らすことを提案する。江別市全体を見れる議員(地区ではなく)がいて、予算の執行が適切かが見ればそれで良い。</p> <p>・市民の意見を吸い上げ、議論し、まちづくりをするためには、市民が市政に参加する仕組みをわかりやすく情報提供することが必要。</p>	<p>▲ 第3章 議員や議会の活動が見えないので、より多くの情報発信が必要である。</p> <p>▲ 第3章 現在検討中の議会基本条例との文言の整合性を図る必要がある。</p> <p>○ 第3章 議会基本条例(案)との齟齬はないと考える。</p> <p>▲ 第3章 議会基本条例(案)の解説に自治基本条例を紹介するような解説がある。自治基本条例の解説にも議会基本条例を紹介する解説を示すと、上手くお互いを紹介でき、いずれの条例にも目を通してもらえることが期待される。</p> <p>▲ 第10条 地域との活発な情報共有の場が必要。また、その場へ参加できることについての情報提供もより積極的に行う必要がある。</p>	<p>▲ 具体的な取り組みの検討 ・議会基本条例制定後は、本条例との関わりがわかるように解説に記載するとお互いの認知度が上がる。</p>

検討委員会での意見集約結果(第5回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性（対応）
<p>第4章 市長及び職員</p> <p>（市長の役割と責務） 第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。 2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。 3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。 4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。</p> <p>（職員の役割と責務） 第12条 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。</p> <p>第5章 行政運営</p> <p>（総合計画） 第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。 3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。 4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>（財政運営） 第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。</p>	<p>・研修テーマとして新人職員研修、政策形成、政策法務基礎研修の実施</p> <p>・職員への啓発（自治基本条例の DB 化・啓発記事掲載） ・職員向け研修会の開催（H21年度 46人）</p> <p>・無作為抽出の市民委員40名による新計画の内容を検討 →条例等 ・えべつみらい市民会議設置要綱</p> <p>・まちづくり市民アンケート及び行政評価による進行管理及び公表（H16～） （ H22年度 回答率 36.4% H24年度 回答率 30.8% ）</p> <p>・予算編成方針の公表、予算編成に対するパブリックコメント（H21～） ・「絵で見る江別市予算案」を HP で公表（H21～） ・年1回、「財政の現状と課題」の公表（H21以前から）</p>	<p>制定後 ①情報共有と市民参加を推進するための職員研修について ◆H22年3月 ◆H23年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務的な解説を随時掲載しているほか、各種会議で周知。 ・研修会の開催。 ・職員が常に市民の目線に立ち、仕事に対するやりがいと充実感を維持・向上させる意識を持つことが重要。 ・職員の能力向上に努める。 	<p>・市長の公約に対して、各部局の推進や達成状況を市民に知らせるような条文を作ってほしい。</p> <p>・市長等と議員等との役割や責任分担等がわからない。 ・市民には多様な分野で活躍されている方も多いので、課長や係長などの担当者と同じ年齢の市民がフランクに（喧々譁々ではなく）話し合える場があってもいいと思う。お互いの立場を尊重し合って知恵を出し合うことは、距離感が縮まり市役所が近くなる。</p> <p>・必要に応じてではなく、常に見直しを検討し、対応を速くすることが大事。</p>	<p>△ 第4章市長や職員自身もより条例の理解を深め、実際の行政運営や職務にあたる必要があることを解説に盛り込むことが必要である。</p> <p>▲ 第4章あらためて職員も市民であることを意識させる必要がある。</p>	<p>△解説の見直し ・条例の理解を深め、行政運営にあたる必要があることを記載</p> <p>▲具体的な取り組みの検討 ・あらためて職員も市民であることを意識させる必要がある。</p>

検討委員会での意見集約結果(第5回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(行政評価) 第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。 2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。</p> <p>(政策法務) 第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。</p> <p>(危機管理・防災) 第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。 2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。</p> <p>(行政手続) 第18条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。 2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(外部監査) 第19条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。</p> <p>(公益通報) 第20条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>・施策及び事務事業の評価を実施し、公表(H16～) ・江別市行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入(H22～) →条例等 ・行政改革推進計画 ・江別市行政評価外部評価委員会設置要綱</p> <p>・政策法務基礎研修を実施</p> <p>・防災訓練や避難所運営訓練等の実施 ・災害対応物品の整備 →条例等 ・地域防災計画 ・応急給水訓練の実施 →条例等 ・水道維持管理指針 ・北海道下水道対策会議への参加 →条例等 ・北海道下水道災害会議設置要綱</p> <p>・行政手続条例に規定(H10年施行) →条例等 ・江別市行政手続条例</p> <p>・内部通報及び外部通報受付窓口を設置(H20～) →条例等 ・江別市職員等からの公益通報に関する要綱 ・江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱</p>		<p>・効果的かつ効率的な行政運営を行うため計画(Plan)、実行(Do)、評価(See)の See の部分を Check (点検)の方がより真剣さが伝わる。その後、Act (改善)して、計画を立てるというサイクルだと、より民意が反映できるのではないか。</p> <p>・大雨で浸水しやすい土地や大きな工場が地震などで大きな被害を受けた場合の市民への健康被害など、江別市についての情報がもっとほしい。 ・講演会やイベントの実施。 ・避難訓練などで、自治会等へ具体的な要領を示す。 ・冬の災害対策という面からも、左右両方の歩道の除雪を行ってほしい。 ・大雪、集中豪雨が懸念される状況にある市民を守るという観点から、さらに防災意識の向上を図るべきである。 ・障がいのある方や高齢者に対するの対策。</p>	<p>▲ 第17条各自治会の防災訓練などを他の自治会へ周知し公開することで、情報共有を図ることが必要である。</p> <p>▲ 第17条危機意識を常に持ち続けることが大事であり、そういう機会をつくることも大切である。</p> <p>▲ 第17条高齢化、テナントが多い地域は、実際に災害が起きた時にどれ位の人数が動くことができるのかを把握し、情報共有することが必要である。</p>	<p>▲具体的な取り組みの検討 ・防災についての情報共有を図ることが必要。</p>

検討委員会での意見集約結果(第5回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第6章 情報共有の推進</p> <p>(情報共有) 第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。 2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。 3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>(情報公開) 第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。 2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>・江別市公式 HP の改修・充実 (H22・H23)、携帯電話サイト運用開始 (H22～) ・広報えべつの発行 ・出前講座などによる情報提供 →条例等 ・江別市出前講座実施要綱</p> <p>・リーフレットやパンフレットの発行 ・市民が傍聴できる会議等を HP で公表</p> <p>・情報公開条例に規定 (H8 年施行)、運用 ・ H22 年度 23 件 ・ H23 年度 19 件 →条例等 ・江別市情報公開条例</p> <p>・審議会等に関する会議の公開</p>	<p>制定後 ①情報提供、共有に係る審議会等の資料配布について ◆H22年9月 ・平成21年7月に標準的な取扱いを定めた。今後とも庁内に周知徹底を図るとともにさらなる充実に努める。</p>	<p>・自治会を通してわかりやすく、見やすい広報を希望する。 ・ホームページの情報を増やすなどして閲覧しやすくする。 ・フリーペーパーに載せる。 ・防災スピーカーなどで呼びかける。 ・ポスト投函など、自治体に頼らない情報の提供。 ・情報公開コーナーが分かりづらい。PRを積極的にする。 ・主婦が買物をするスーパー等に情報公開コーナー等があると便利。 ・理解しやすい言葉での表現。 ・必要な情報にスポットを当てた情報発信。 ・情報入手するための方法・手段の周知。 ・市民の代表である議員がどのような活動をしているのか一度議会を見学し知識を高めるのも必要。</p> <p>・「江別市情報公開条例」は、あまりにも複雑でわかりづらい。わかりやすく、市民に馴染むように第22条で定めてほしい。 ・請求の仕方の簡素化を望む。 ・制度がわからないので、適正に公開されているのかわからない。 ・公開する内容の質の向上。 ・日曜日のみ休日の市民は情報入手が困難である。</p>	<p>▲ 第6章行政情報だけではなく、緊急性の高い災害などの情報共有が求められる。</p> <p>▲ 第6章「絵で見る江別市予算案」のように、提供する情報はより分かりやすくするための配慮が必要である。そうすることで中身を理解され、意見が出しやすくなる。</p> <p>▲ 第6章現状の情報公開制度は複雑ではないが、情報提供の充実と仕組みの整理をする必要がある。</p> <p>▲ 第6章適切な保護を図りながら必要な情報を得られるようにという意味では途上の部分もあるので、常に市民ニーズに適合するより良い方法を工夫する必要がある。</p> <p>▲ 第6章情報共有のために自治会の活動の中で上手く情報発信できるとよい。</p>	<p>▲ 具体的な取り組みの検討 ・提供する情報を、よりわかりやすくするための配慮など、情報提供の充実と仕組みの整理が必要。</p> <p>・自治会活動の中で情報発信するなど、常に市民ニーズに適合するよりよい方法を工夫する必要がある。</p>

検討委員会での意見集約結果(第5回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(個人情報の保護) 第23条 市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>第7章 市民参加・協働の推進</p>	<p>・個人情報保護条例（H14年施行） →条例等 ・江別市個人情報保護条例</p> <p>・情報セキュリティ監査として外部業者に委託し、個人情報の取扱いなどを注意啓発 →条例等 ・情報セキュリティ基本方針 ・情報セキュリティ対策基準</p>		<p>・制度がわからないので、適正に個人情報が保護されているのかわからない。 ・過度な個人情報の保護は役所の機能を硬直化させる。 ・コミュニティの安心・安全を守るための情報共有を図るうえからも縛りが強いと弊害となる。</p> <p>・市民の意見が反映され、他の市町村から見ても魅力ある町にし、新しい世代が住みやすい街にしてほしい。 ・市民参加を拡大するために、もっとPRが必要。</p>	<p>▲ 第7章市民はすでに自治会活動等で市民参加や市民協働を行っているが、それが自治基本条例に基づいて行われている活動だという認識はない。何か情報発信するたびに条文についての一ロメモなどを記載するなど、こまめで継続的な条例のアピールが必要である。</p> <p>▲ 第7章市民参加条例、市民協働条例について条例化すべきかどうかの検討を進め、条例化すべきという提言をするならば盛り込むべき一定の内容を検討する必要がある。</p> <p>▲ 第7章条例に基づいた様々な取り組みはあるのだが、情報提供が不十分であるため、市民参加が浸透していない。</p>	<p>▲ 具体的な取り組みの検討 ・情報発信のたびに一ロメモを記載するなど継続的な条例のアピールが必要。</p> <p>・市民参加条例、協働条例ともに条例化すべきかどうかの検討が必要。</p> <p>・参加手段のPRと意見を出しやすい仕組みの検討。</p>

検討委員会での意見集約結果(第5回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(市民参加の推進) 第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。 2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。 5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>・パブリックコメント手続要綱の制定・運用 (H22～) →条例等 ・江別市パブリックコメント手続要綱</p> <p>・付属機関等における公募委員の導入 (H23年度 12.5% H24年度 12.2%)</p> <p>・アンケートの実施 ・市民説明会の実施 ・市民参加による公園づくり事業 (H15～)</p>	<p>条例制定時：付帯意見 2 条例第24条第5項に規定する市民参加に関する条例の制定に向け、可及的速やかに全庁的な要綱づくりなどを進められたい。</p> <p>制定後 ①市民参加条例の制定について ◆H21年9月 ◆H22年3月 ◆H23年3月 ◆H23年12月 ・自治基本条例制定をPRし、認識していただくことが重要。 ・関連条例や仕組みづくり、市民意見の反映についての検討。 ・市民の機運や意識の高まりを見極めながら検討。 ●条例を検証する中で、方向性を明らかにしたい。</p> <p>②市民参加の手法について ◆H22年3月 ◆H22年9月 ◆H23年3月 ◆H23年6月 ・パブリックコメント要綱の策定。 ・市民委員の公募に際して、無作為抽出の手法を導入している自治体の実態把握に努めるなどの研究。 ●検証作業をする中で、市民参加しやすい手法を検討。</p>	<p>・各種委員会の委員を一定定数立候補、推薦制度を設け、選任に当たっては、選任委員会を設け選任する等はいかがか。 ・広い意見をどんなルールで反映させるかについて深く検討してほしい。どんな意見があり、どういう考えで一つの意見にまとめるのが重要で、そのプロセスを市民が理解しやすいように発信し、その後、具体的に市政がどう動いたのかを示す必要がある。</p> <p>～見直してほしい点～ ・条文に関しての疑問点や見直してほしい点は、特にない。</p> <p>文言の整理について ・あやふやな表現が多い。 ・方法が記されていないため、具体化しづらい。 ・もっとわかりやすく理解の出来る言葉を使ってほしい。</p> <p>条例・仕組み・手法 ・条例を具体化するための規則や細則など、仕組みづくりが必要。 ・「別に条例で定める」がない。 ・理念は申し分ないが、具体的にどう進めていくかわからない。 ・市民参加の方法を広く周知する。 ・市が直接個人と対話するような方策が必要。 ・学生に江別を知ってもらう機会を増やす。 ・学生からの要望・意見を発表させる機会を設ける。 ・個人あるいは団体に支援をすることにより、良い意見がでるのではないか。</p> <p>条文の追加 ・第3項に「地域」を加える。 ・第3項に「職業」を加える。 ・説明文でも良いが、町内会の活用について明記し、具体的な活用方法等について検討する。 ・市民参加の必要事項や市民意見の反映など、具体的な方法を条例に定める。</p>	<p>▲ 第24条 パブリックコメント制度や出前講座などの情報共有の手段を市から積極的にPRする必要がある。</p> <p>▲ 第24条第2項 パブリックコメント制度の意見提出の方法について、より意見を出しやすい仕組みの検討が必要である。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第5回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性（対応）
<p>(市民協働の推進)</p> <p>第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。</p> <p>3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。</p> <p>4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>第8章 住民投票</p> <p>(住民投票)</p> <p>第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動への支援 ・江別市と自治会やNPO、市民活動団体または企業等との協働事業 <p>〔 協働事例 H22：127件 H23：139件 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり活動支援事業 <p>〔 実施事業件数 H22：5団体 H23：5団体 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動活性化促進事業 <p>〔 実施件数 H22：3件 H23：3件 〕</p>	<p>制定後</p> <p>①市民の活動を広げ、サポートしていく方針について</p> <p>◆H22年3月</p> <p>◆H22年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発を行う。 ・参加しやすい環境づくり。 ・江別市民活動センターとの連携の下で、市民のまちづくりへの取り組みをサポートする。 ・既存支援事業の拡大など、主体的な取り組みをしようとする団体の支援。 ・自治会をはじめとした市民団体や市民活動団体へ運営面で支援するほか、情報提供や研修会など様々な支援により市民活動の拡大と活性化を図りたい。 <p>②取り組みの検証と課題について</p> <p>◆H22年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内での情報と認識の共有化。 ・平成14年度に指摘された課題は大きく改善され、日々検証を行いながら取り組みを進めていく。 <p>③協働条例について</p> <p>◆H22年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例や協働のまちづくりの取り組みを評価・点検していくとともに、地域主権改革の動向にも注視しながら、制定時期などについて検討。 <p>条例制定時：議会での意見</p> <p>①常設型の住民投票の手法を盛り込むことを模索すべき。</p> <p>②それぞれの事案に応じて規定することは評価する。他の自治体の先進事例や問題点を研究し、在り方を検討すべき。</p> <p>制定後</p> <p>①住民投票の拡充について</p> <p>◆H23年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二元代表制を基本としつつ、市民生活に重大な影響が及ぶ施策は、市民の声を直接確認する手段が必要。 ・法が改正された場合は、整合性を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・江別には優位な人材がたくさんいる。隠れた人材を発掘し、登録・活用する制度を検討してほしい。出前講座講師として等、活用法はいろいろあるかと思う。 ・まちづくり活動に参加するには時間の都合が重要なポイント。江別市民は江別市以外で働く人が多く住んでいるので、平日の会合や行事はなかなか難しい。 ・まちづくり活動に子育て世代が多数参加できる日時の希望をアンケートで求める必要がある。 ・行動を起こすときは「動機」や「きっかけ」は重要である。参加が増えるような工夫が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある事案について、住民投票で広く市民の声を聞くべきである。 ・想定される市政に関する重要事項について記述してはいかかがか。例えば、市町村合併・大規模な企業などの誘致等は住民投票の必須施策とする。 	<p>▲ 第8章これから何度か住民投票が行われた結果やプロセスを踏まえたうえで、常設型というものも将来視野に入ってくると思う。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第5回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第9章 他の自治体等との連携及び協力</p> <p>(他の自治体等との連携及び協力) 第27条 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。 2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。</p> <p>第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価</p> <p>(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価) 第28条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p>	<p>・札幌広域圏組合による事業連携 ・市内大学、食品加工研究センターとの連携(食・健康・情報) ・地域医療連携、病院経営連携 ・大学連携事業(地域活性化と産学官連携体制の強化)</p> <p> { ・大学連携調査研究事業 H23年度 3事業 H24年度 4事業 } { ・大学連携学生地域活動支援事業 H23年度 2事業 H24年度 2事業 } </p> <p>・北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区を北海道や札幌市と連携して推進</p> <p>・自治基本条例検討委員会の設置</p>		<p>・市民の意見が適切に反映されるような、わかりやすく簡単にできる方法を確認してほしい。 ・市民による検証等も必要ではないか。 ・町内会単位をどのように活性化させていくべきかの横の情報共有の仕掛けづくり等を充実させていくことも重要である。</p>	<p>第10章 評価のための情報について</p> <p>▲ ・市民の生活は役所の中と違って、決して縦割りにはなっていない。今自分が抱えている問題が、どこの担当なのか分からず、誰に伝えていいのかわからない状況がよく生まれている。そのため総合的な窓口が一つあると市民も参加しやすい。また市民参加の情報を一覧で提供することにより自分の抱えている問題はここで意見できるということがイメージできるだけでも随分違い、参加を促進させることとなる。</p> <p>▲ ・今後市民参加できる事業の実施時期、担当部署、内容を一覧的に整理したものが庁内的にも必要であり、作成のためには情報を一元的に管理する部署が必要である。その一覧が市民にとって有益であるのはもちろん、そのもっと前に市役所の中で情報が押さえられるような体制作りが求められる。</p> <p>評価の方法について</p> <p>▲ ・行政評価外部評価委員会や新総合計画策定のためのえべつ未来会議への市民委員の参加、市民モニターの試行など、これまでも市民による評価は実施されてきた。</p> <p>▲ ・条文改正の必要ないが、より適切で有効実質的な評価をできる仕組みについて色々工夫をして整備していく余地はまだある。</p>	<p>▲具体的な取り組みの検討 ・情報の一元的管理が必要であり、提供する情報は一覧等にするなどの市民ニーズに適合した工夫が必要である。</p> <p>▲具体的な取り組みの検討 ・行政評価外部評価委員会など市民による評価は実施されてきたが、より適切で有効な評価の仕組みの整備が必要である。</p>

検討委員会での意見集約結果(第5回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	議 会	市民モニター	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第11章 条例の見直し</p> <p>(条例の見直し) 第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。</p>	<p>・自治基本条例検討委員会において検証 →条例等 ・江別市自治基本条例検討委員会設置要綱</p>	<p>制定後 ①条例の所期の目的を達成しているかどうかの確認について。 ◆H24年6月 ・自治基本条例検討委員会の設置。 ・無作為抽出による市民アンケートを実施し、結果を検討作業で使用。 ・より具体的なアンケート調査に継続してご協力いただく市民モニターを募集。 ・庁内の調査結果についての検証。</p> <p>②成果と課題についての検証。 ◆H24年6月 ・予算や重要な計画を定める際の市民意見募集。 ・各審議会の資料や日程などの情報提供。 ・市民からの要望に応えた出前講座事業の拡充。 ・避難所運営訓練や災害図上訓練が地域で自主的に行われていること。 ・条例の趣旨を多くの市民に知っていただくことが重要。</p> <p>③制定時に議論になっていた前文の内容や市民参加条例の制定などについて。 ◆H24年6月 ●制定時に出されたご意見などもお知らせする中で、条例の規定全体について検討していただく予定。 ・市民アンケート結果や庁内の取り組み結果についてもお知らせする。</p> <p>④検討委員会が検討する内容について、市民が意見を言う方法はあるのか。 ◆H24年6月 ●手続き、進め方等については、検討委員会の中で検討していただきたい。</p>	<p>・決まったことを何度も検討して、本当にそれでよいのかと確認することは必要である。</p>		

自治基本条例提言書の構成（案）

1 はじめに

2 検討結果

- (1) 条例の見直しについて
- (2) 条例の認知度アップ
 - ・解説の見直し
- (3) 市民参加・市民協働等の仕組みの整備
 - ①市民参加・市民協働
 - ②市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価
- (4) 情報提供の充実

3 検討方法

- (1) 自治基本条例検討委員会の設置
 - ①委員会開催状況
 - ②委員名簿
- (2) 自治基本条例モニターの試行